

奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会規則（案）

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌業務）

第二条 審査会は、次に掲げる事項についての審査及び建議に関する事務を行う。

- 一 奈良県社会教育センター指定管理者の選定基準に関する事項
- 二 奈良県社会教育センター指定管理者の決定に関する事項
- 三 前二号に関して、その他教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第三条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、指定管理者の選定に関し優れた識見を有する者の中から奈良県教育委員会が委嘱する。

（任期）

第四条 委員の任期は一年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第六条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、自己の利害に關係ある議事に参与することができない。

（委員以外の者の出席）

第七条 会長は、必要があると認めるときは、会議に關係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第八条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第九条 審査会の庶務は、人権・地域教育課において処理する。

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。